

# 議 事 録

## 第 4 回 定 例 総 会

令和2年11月9日

太田市農業委員会第4回定例総会議事録

開会日時 令和2年11月9日(月) 午後2時  
 閉会日時 令和2年11月9日(月) 午後3時  
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (18人)  
 1 小林 良孝      2 石原 康男      3 牛久保 榮治      4 永井 幸二  
 5 木村 克己      6 長島 佳男      7 齋藤 森雄      8 中村 博正  
 9 佐野 順一      10 新井 章夫      12 齊藤 道明      13 新井 整  
 14 山田 清作      15 飯塚 茂夫      16 片亀 昌子      17 中島 沙織  
 18 清水 由紀江      19 青木 紀美子

欠席委員 (1人)  
 11 小島 秀一

出席職員 (7人)  
 鈴木局長 林次長補佐 高山次長補佐 長谷川係長代理 青木主任  
 松井主事 大崎主事

会議に付した事項  
 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)  
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第3号 競売農地の買受適格証明願について(3条) (会長)  
 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)  
 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項  
 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について  
 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について  
 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について  
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第4回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局より提案をお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の委員1名でございます。  
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、7番 齋藤森雄委員 と 8番 中村博正委員 のお二人  
をお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の大崎主事を指名いたします。  
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 本議案書の訂正はございません。以上でございます。

### 5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願について、会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 矢場新町の土地 500㎡の内16㎡について、一般住宅用地として許可を得たが、許可後に測量面積の錯誤が発覚し、不要な面積部分を分筆したが、許可取消手続きを失念していたため、今回あらためて許可取消の手続きをするものです。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 3番委員に代わりまして、報告をさせていただきます。

番号1番についての地区協議会で、確認調査書等について調査した結果は、取消相当と意見決定しました。

再度のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は9件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数9件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 田 2,481 m<sup>2</sup> 外2筆 計3,536 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2番 脇屋町の土地 田 1,012 m<sup>2</sup>、申請地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 東今泉町の土地 畑 869 m<sup>2</sup> 外5筆 計4,003 m<sup>2</sup>、数年間にわたり不耕作地となっているため、農地として活用し収益を図りつつ環境改善に供したい。

4番 原宿町の土地 畑 519 m<sup>2</sup>、近隣地を取得し、経営規模を拡大したい。将来は子どもに引き継ぎたい。

5番 武蔵島町の土地 畑 556 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、世帯の経営規模を拡大したい。

6番 安養寺町の土地 畑 1,259 m<sup>2</sup>、申請地を購入し、経営規模を拡大したい。

7番 新田市野井町の土地 畑 903 m<sup>2</sup>、申請地を取得し、農業経営の拡大並びに生活の安定を図りたい。

8番 藪塚町の土地 畑 1,966 m<sup>2</sup>、申請地を取得し、農業経営を拡張したい。

9番 大原町の土地 畑 81 m<sup>2</sup>、農地を譲受け隣接地と一体利用したい。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番と2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16番委員

1番について、譲受人は農地を譲受け、経営規模を拡大したい。そして、譲渡人は規模を縮小するため譲渡したいという、これは売買になります。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障はなく、問題はないと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定をいたしました。そして、譲受人と譲渡人で場所が相当離れているの

で、お聞きしたところ、トラクター等は業者に頼んで運ぶということでした。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1 2 番委員

続きまして、番号2番ですけれども、申請人は工業団地にかかったときの代替として以前所有していた土地を買い戻したいということで、現地を確認したところ、水田として作付されており、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願います。以上です。

議 長

ただいま、第1地区協議会より、番号1番と2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員  
議 長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員  
議 長

(挙手 全員)

全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号3番と4番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6 番 委 員

3番でございます。現地を確認しましたところ、実質耕作放棄地でございます。周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4 番 委 員

4番については、土地を受ける側としては経営規模を拡大したいということで現地を確認した結果、所有地の農地は荒れ地で粗放的な状況ですけれども、許可基準チェックリストから見た判断、1から4項目、全て適当ということで地区協議会も承認しました。

再度ご審議をお願いします。以上です。

議 長

ただいま、第2地区協議会より、番号3番と4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号3番と4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手 全員)  
議 長 全員賛成でありますので、番号3番と4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号5番と6番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15番委員 尾島地区で5番、6番を協議会で審査した結果、周りの農地にも影響はないと思いました。そこで、周辺農地への支障はないため、許可相当といたします。  
再度ご審議をよろしく願います。
- 議 長 ただいま、第4地区協議会より、番号5番と6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号5番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手 全員)  
議 長 全員賛成でありますので、番号5番と6番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号7番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番議員 7番の関係ですけれども、地区協議会で検討した結果、周辺の農地にも影響もなく、譲受人も真剣に農業拡大に取り組んでおりまして、周囲に対する影響もないということから、可能ということで判断しました。  
よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

- 番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 議長 (挙手 全員)  
 全員賛成でありますので、番号7番を許可とすることに決定いたしました。
- 議長 続いて、番号8番と9番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 18番委員 8番から9番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
 8番について、今回の申請は規模拡大のためです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。
- 13番委員 続きまして、9番です。  
 これをチェックリストに基づきということなんですけれども、法定外公共物、少し聞きなれない言葉なんですけれども、道路だそうです。道路の必要性がないとか喪失した状態を農地として払下げ、一体利用したいということです。現地確認したところ、周辺農地への支障はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
 再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。
- 議長 長 ただいま、第6地区協議会より、番号8番と9番についてご報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 議長 なし。  
 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
 番号8番と9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 議長 (挙手 全員)  
 全員賛成でありますので、番号8番と9番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続きまして、議案第3号 競売農地の買受適確証明願が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
 提出件数は2件です。  
 事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番、2番ともに新田市町の土地 畑 991 m<sup>2</sup>、農地として利用、競公売の執行機関は太田市です。期日は令和2年11月25日です。なお、それぞれ農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上、提案をさせていただきます。処分の決定をお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番と2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番議員 この関係について、報告させていただきます。  
先ほど事務局からありましたように、珍しい案件なのですけれども、競公売にかかるというようなことで、この2人の資格が妥当かどうかというような話なのですが、どちらとも一生懸命農業をやっていて、どちらともそういう資格については問題ないと判断いたしました。  
よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいま、第5地区協議会より、番号1番と2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

9番委員 要するに、2人が競売に参加したいということなのでしょう。初めて見たときに同じ面積で同じところだったから、ちょっとおかしいなと思ったのだけれども、考えてみたら2人が競売に参加したいということですね。

事務局 事務局からお答えいたします。  
今回こちらの議案書を見ていただいたとおりで、対象の農地が同じ場所なので、こちらの1つの区画に対してお2人から競公売に出たいので、この買受適確証明書を出してくださいということで申請が出ている形になりますので、9番委員のおっしゃっているとおりで。

9番委員 はい、分かりました。

議長 他に御意見ございませんか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番と2番に買受適確証明書を交付することに賛成の方の挙手を

- 求めます。
- 委員 員  
議長 (挙手 全員)  
全員賛成でありますので、番号1番と2番に買受適確証明書を交付することに決定いたします。  
なお、当該買受適確証明書の交付を受けた者が、最高値買受申出人または次順位買受申出人となり、当該申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可といたします。
- 議長 続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあつたので、審議を求めます。  
提出件数は4件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数4件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 飯塚町の土地 2,903 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。  
露天資材置場用地として一時転用するものです。
- 2番 新田大根町の土地 61 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農業用物置用地として転用するものです。
- 3番 大原町の土地 580 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可ですが、「農業用施設に供するもの」につきましては例外規定があり、問題ないと考えます。  
農作業所及び駐車場用地として転用するものです。
- 4番 大原町の土地 422 m<sup>2</sup>の内0.066 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則不許可ですが、「一時的に供されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。  
営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。  
以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 16番委員 申請地の農地区分は第二種で転用目的ですが、露天資材置場用地（一時転用）になります。所有地で開発事業を検討しており、所有地と市道との間を流れる水路に橋を設置するため、申請地を工事用の資材置場として一時転用をしたいということでございます。転用期間は4か月になります。この番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 委 員 （挙手 全員）
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員	(挙手 全員)	
議 長		全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
議 長		続いて、番号3番と4番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
18番委員		3番と4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。 3番について私から、申請人は農作業所及び駐車場として使用しており、始末書を添付して是正するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
13番委員		続きまして4番、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、今回の申請は農地を一時転用し、営農型太陽光発電を行っているものです。ミョウガ栽培も良好で、3年間の経営内容はすばらしいですね。そんなことから、一時転用をさらに3年という内容です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。 再度ご審議のほど、よろしく願います。
議 長		ただいま、第6地区協議会より番号3番と4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員		なし。
議 長		ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号3番と4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
委 員		(挙手 全員)
議 長		全員賛成でありますので、番号3番と4番を許可とすることに決定いたします。
議 長		続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は1件です。 事務局より、提案をお願いいたします。
事 務 局		提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 山之神町の土地 471㎡について、一般住宅用地として許可を得たが、許可後に申請前から居住していた借地を取得できることになり、生活基盤もあったことから、前居住地に住宅を建設したため、権利を承継するものです。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

6番委員 備考欄なのですが、これは当初許可を受けたのが昭和59年の7月ですね。現在は令和2年、もう30年以上たっていますけれども、これはむしろ事務局にお聞きしたほうがいいのかもかもしれませんけれども、そもそもこの許可というのは30年以上たっても法律上有効なのですか。それと、何で30年も許可を受けて何もしなかったのかというところはどのような状況なのでしょう。

事務局 今のご質問に対して、まず1つ目なのですけれども、昭和59年7月16日に一般住宅用地として当初許可を取っていましたが、許可については、年数の経過によって許可が取り消されるということには直ちにはならないということでは有効になってきます。この場合は30年ぐらいですか、なぜこのままであったかというところにつきましては、今回、もともと一般住宅用地を取得するという事で許可を得たのですけれども、取得者の許可後の事情で、もともと借地に家を建てていたということなのですけれども、その借地について許可後に取得できることになったということで、そちらの生活基盤のあるもともと住んできたところに家を建てたという事情があって、結果的に今回の申請地については農地のまま残ってしまったという状況であります。

- 6番委員 普通は許可をするときに、許可後速やかにやる達成の見込みがあるかどうかというのがチェックポイントになっていますね。であれば、チェックポイントであると、たとえ借地であってもその時点で本来この人は許可の取消しを求めるとというのが通常ですけれども、それを忘れたということと、そこは事務局としてもしようがないかという感じですか。
- 事務局 当時の許可申請の書類については保存期限が10年ということで、その詳細までは確認できないところが事実ではあるんですけれども、事務局としてはやむを得ないというところで、こちらの議案書に上程させていただきました。
- 議長 ほかにご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は33件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数33件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 細谷町の土地 399㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。  
一般住宅用地として転用するものです。
- 2番 古戸町の土地 306㎡ 外1筆 計383㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
- 3番 高林南町の土地 280㎡、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。
- 4番 高林北町の土地 421㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 由良町の土地 1,370 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

6番 別所町の土地 348 m<sup>2</sup> 外1筆 計440 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

7番 矢場新町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

8番 台之郷町の土地 257 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 台之郷町の土地 439 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 上小林町の土地 20 m<sup>2</sup> 外1筆 計227 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 龍舞町の土地 461 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 龍舞町の土地 330 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

13番 龍舞町の土地 490 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 龍舞町の土地 59 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

15番 龍舞町の土地 654 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

16番 龍舞町の土地 279 m<sup>2</sup> 外1筆 計298 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 世良田町の土地 839 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,030 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

18番 新田中江田町の土地 144 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 新田赤堀町の土地 390 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田小金井町の土地 4,319 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概

ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場用地として転用するものです。

21番 新田反町町の土地 294 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 新田市野井町の土地 1,831 m<sup>2</sup>の内0.227 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所設置用地として一時転用するものです。

23番 新田市野井町の土地 486 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

24番 新田市町の土地 461 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25番 新田大根町の土地 359 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

26番 新田嘉祢町の土地 363 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

27番 山之神町の土地 296 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、店舗用地として転用するものです。

28番 山之神町の土地 471 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

29番 藪塚町の土地 107 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

30番 大原町の土地 79 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

31番 大原町の土地 265 m<sup>2</sup> 外1筆 計360 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、

一般住宅用地として転用するものです。

32番 大原町の土地 937 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、倉庫用地として転用するものです。

33番 大原町の土地 3,044 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、倉庫用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番から6番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員 番号1番から6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番を私から報告いたします。  
番号1番の申請人は太田市内の借家に住んでおり、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地を祖父より借り受け、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の東側は歯科医院、西側は畑、南側は市道、北は将来転用申請が出されると思われる畑であり、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

17番委員 番号2番から4番について、私からご報告させていただきます。  
番号2番、飛んで4番はともに申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。チェックリストに基づき調査した結果、ともに周辺地域への支障はなく、許可相当と意見決定いたしました。  
番号3番は老人ホームの開設に伴い、駐車場として申請地を取得したいとの申請です。こちらもチェックリストに基づき調査した結果、周辺農地への支障はなく、許可相当と判断いたしました。以上です。

12番委員 続きまして、5番と6番について、結果の報告をいたします。  
まず、番号5番の譲受人は自動車部品の製造会社で、従業員の増加に伴い、申請地を駐車場として借り受けるものです。現地を確認したところ、畑として利用されており、周辺は住宅地、工場の駐車場、畑が点在しており、周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可相当と意見決定しました。

続きまして、番号6番の譲受人は建設会社で、建築資材置場として申

請地を借り受け、利用したいとの申請です。現地を確認したところ、周辺は住宅地の中の耕作地の田んぼで、周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。以上です。

- 議 長 　　ただいま、第1地区協議会より番号1番から6番について報告がありました  
委員 　　ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
議 長 　　なし。  
委員 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
議 長 　　番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
委員 　　(挙手 全員)  
議 長 　　全員賛成でありますので、番号1番から6番を許可とすることに決定  
　　いたします。
- 議 長 　　続いて、番号7番から16番について、第2地区協議会の調査した意見  
　　結果報告をお願いいたします。
- 14番委員 　　7番から10番まで報告させていただきます。  
　　7番から10番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに  
　　基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意  
　　見決定しました。  
　　再度のご審議、よろしくお願ひいたします。
- 1番委員 　　続きまして、番号11番から16番まで報告したいと思ひます。  
　　当地区協議会で基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農  
　　地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。  
　　再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。
- 議 長 　　ただいま、第2地区協議会より番号7番から16番について報告があ  
委員 　　りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
議 長 　　なし。  
委員 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
議 長 　　番号7番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
委員 　　(挙手 全員)  
議 長 　　全員賛成でありますので、番号7番から16番を許可とすることに決  
　　定いたします。

- 議 長 続いて、番号17番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15番委員 番号17番につきまして、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と決定いたしました。  
再度、審議をよろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第4地区協議会より、番号17番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号17番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号18番から26番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 19番委員 18番と19番について報告します。  
18番、19番については申請地を取得して住宅にしたいとのこと。チェックリストに基づき現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく、問題ないとのことで、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 7番委員 続きまして、番号20番の関係ですが、ここは県道2号線の南側でありまして、農地が大部分であるのですが、ほとんど耕作できない放棄地みたいなところでありまして、道からもかなり段差もありまして、露天用駐車場で申請が出たのですが、周りの農地にも影響はないようなところでありまして、許可相当ということで決定したわけです。  
続いて、21番の関係につきましても、借家に住んでおるといようなことで、ここに3つぐらいありまして、全部分譲して住宅にしていきたいという中でありまして、周りに影響もないということで可能ということで判断しました。  
それから22番の関係ですが、今、栗林になっていまして、年も取ってきまして、生活の安定を図りたいということで、その上に太陽光発電

設備を設置して、邪魔になる栗の木は少し木を落として設置するということでございますので、周辺の農地には何の影響もないということでもありますので、許可相当ということに判断しました。

それから23番の関係も同様に、借家に住んでいる人が申請地を取得するということで、周りに住宅ができていますので何ら支障はないということで許可相当と判断しました。

24番についても、道端でありまして、これ1個しか空いている土地がなくて周りは全部住宅になっていますので、許可相当ということに判断したわけでありまして。以上です。

5番委員

続きまして、番号25番及び26番について報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。

再度審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、第5地区協議会より番号18番から26番についての報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

4番委員

22番なのですか、営農型太陽光発電所ということで、太陽光の下は栗なのですか、栗というのは伸びるのではないですかね。

事務局

22番の営農、栗を作付するということであるのですけれども、営農計画書では、地上約2.5メートルぐらいの位置で木を切って、カットするという形で、超低樹高栽培という栽培方法があるようです。要するに、木を切って上に伸びないように、横に少し張り出すような形にはなってくるということではあるのですけれども、そういう栽培方法でやっていくということでもあります。

4番委員

ここの使用の年数は3年なのですか、事務局に確認なのですか、この10年というのは第二種、第三種の農地だったら10年になるわけね。

事務局

そうですね。

4番委員

そうですね。農地だから3年という。

事務局

あとは認定農業者さんが下を営農する場合にも10年というのがあります。

4番委員

農地が第一種の場合は3年ではないんですか。第二種、第三種が10年じゃないのですか。

事務局

原則10年コースになる場合は第二種農地であったり第三種農地。

4番委員

ですよね。ここに書いてあるけれども。だから、これはややこしいんです。これは農用地だから3年ですよという意味でいいんですよね。

- 事務局 農用地の場合でも、認定農業者さんが営農してやる場合には10年ということもあります。
- 4番委員 そちらから今質問がありましたけれども、これは毎年報告していらっしゃるんですよね。栗が低樹高栽培で収益になるんですかね。あまり聞いたことがないんですけどもね。
- 事務局 そうですね。そういった超低樹高栽培という形での栽培方法もあるということで確認していますので、申請書の中に知見を有するものの意見書という形で、今回のこういった形での栽培というのでもできますということで意見書がついております。
- 4番委員 いいですよ。あとは収益性をよく確認することですね。毎年県に報告があるんですね。
- 6番委員 今回の栗の関係でコンサルタントがそういう栽培方法があるという話ですけれども、4番委員の質問の延長なのですが、そもそも販売先がないと収支がないのだけれども、そこはきちんとした販売先があって、収支展開表みたいなのがついているということでしょうかというのが1点。
- もう一つは譲受人と譲渡人のご夫婦ですかね。同じところの住所ですから、夫婦間で一時転用という形をされるのでしょうか。そこら辺が2点目。
- 3点目は営農型太陽光の発電は太陽光パネルで見ると190枚前後の場合ということ、営農型の面積がある程度規定上決まっているんですか、あるいは使われる方の要望で大きくなることもできるんですか。以上です。
- 事務局 1点目の出荷先についてですけれども、今すぐ資料が見当たらなかったのですが、こちらの申請者の営農している方については、もともと栗の栽培を行っておりまして、昭和60年頃から栗の栽培を続けているということで出荷もされているということです。
- 2点目については、今回譲受人と譲渡人につきましては夫婦間の関係であり、今回使用貸借ということにはなってくるのですけれども、一部を借りて営農型太陽光発電設備を設置したいということになっております。
- 3点目の質問は、パネルの規模についての傾向ということでの質問だったと思うのですが、一般的に専門の法人ではなくて、個人の方が個人事業者として運営する場合につきまして、太陽光発電の規模が50kWを超える場合は高圧発電設備ということになりまして、一般的にこちらの農地転用の案件でも取り上げるのが49.5kW、50kWをぎ

りぎり下回る規模で、こちらはいわゆる低圧発電者というような区分になってきます。高圧と低圧になりますと、それぞれ高圧のほうがよりいろいろ技術者の資格であったりとか、あとは技術的な部分でなかなかハードルが高いということで、一般的には低圧のパネル規模での発電を行うということが多いようです。こういったところから逆算していきますと、大体そのパネルの枚数が49.5kWに収まる枚数規模ということで、そこから下部農地の面積も、遮光率とかそういった関係もありますけれども、おおむね枚数の規模が傾向としては同じような規模になってきたりということが多いのかなと事務局としては捉えております。以上です。

- |       |   |                                                                                                                                             |
|-------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議     | 長 | ほかにご意見、ご質問等ございますか。                                                                                                                          |
| 委     | 員 | なし。                                                                                                                                         |
| 議     | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。                                                                                                                  |
|       |   | 番号18番から26番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。                                                                                                            |
| 委     | 員 | (挙手 全員)                                                                                                                                     |
| 議     | 長 | 全員賛成でありますので、番号18番から26番を許可とすることに許可とすることに決定いたします。                                                                                             |
| 議     | 長 | 続いて、番号27番から33番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。                                                                                                 |
| 18番委員 |   | 27番から33番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。27番から31番まで私が担当いたします。                                                                      |
|       |   | 27番は美容室の建築を、28番は建売分譲住宅の建築を、29番は駐車場用地取得を、30番は農地を駐車場として使用していたため、始末書添付の上、是正を、31番は自己の住宅を建築するものです。各現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。 |
| 13番委員 |   | 32番、33番、これは倉庫として運送業の方が欲しいと、たまたま道路の反対側があったということで申請地をとということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。                               |
|       |   | 再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。                                                                                                                     |
| 議     | 長 | ただいま、第6地区協議会より番号27番から33番について報告があ                                                                                                            |

委員	<p>りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>なし。</p> <p>ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。</p> <p>番号27番から33番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	<p>(挙手 全員)</p> <p>全員賛成でありますので、番号27番から33番を許可とすることに決定いたします。</p> <p>なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可証の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。</p> <p>また、事務の取扱いの結果につきましては、来月の定例総会で報告することといたします。</p>
議長	<p>以上で、審議は終了いたしますが、次の報告第1号から先月農業会議に意見聴取した10月分の許可証の交付取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。</p> <p>太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可証交付の取扱いといたしますので、報告いたします。</p> <p>続いて、報告第2号から5号について、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号 農地法第4条第2項第8号の規定による農地転用届出について、6件提出されております。内訳につきましては記載のとおりです。</p> <p>続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、32件提出されております。内訳につきましては記載のとおりです。</p> <p>続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は9件となっております。内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は9件となっております。内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上、報告させていただきます。</p>
議長	<p>報告第2号から5号につきまして、ご質問等ございますか。</p>

委  
議

員  
長

なし。

ご質問等はないようですので、以上で第4回定例総会を終了いたします。長時間にわたりご協力いただきましてありがとうございました。

閉 会 令和2年11月9日（月） 午後3時